**週休２日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）**

**（対象）**

第１条　本工事は、週休２日確保工事（発注者指定型）の試行対象工事である。実施にあたっては本仕様書及び愛媛県週休２日確保工事等試行要領（以下、「要領」という。）に基づく。また、本仕様書は、今治市が現場条件等より適正と判断するものを対象工事とする。

**（対象工事）**

第２条 受注後、請負者は発注者と協議のうえ、次の取り組みに変更することができる。

(１) 月単位の週休２日確保工事

(２) 月単位の週休２日交替制工事

(３) 通期の週休２日交替制工事

**（現場閉所日の確保）**

第３条 請負者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

２ 請負者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

３ 請負者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

（１）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

（２）現場見学会等、現場を公開するもの。

（３）発注者の指示によるもの。

**（実施方法）**

第４条 工事請負契約書第３条に基づき請負者が提出する工程表は、通期の週休２日確保を反映したものにしなければならない。

２ 請負者は、第２条第１項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。

(１) 月単位の週休２日確保工事

工事請負契約書第３条に基づき受注者が提出する工程表は、月単位の週休２日確保を反映したものとする。

(２) 通期または月単位の週休２日交替制工事

請負者は、通期または月単位の週休２日交替制工事を実施する場合、各取組みに応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。

３ 請負者は、工事途中に工事打合簿に理由を記載し通知することで、週休２日の取り組みを次のとおり変更することができる。

(１) 月単位の週休２日確保工事は、通期の週休２日確保工事または月単位、通期の週休２日交替制工事に変更することができる。

(２) 通期の週休２日確保工事及び月単位の週休２日交替制工事は、通期の週休２日交替制工事に変更することができる。

４ 請負者は、工事看板等で週休２日確保工事または週休２日交替制工事である旨を周知するものとする。

５ 請負者は、第３条第２項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿 によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

６ 請負者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率または休日率を確認するものとする。なお、請負者は、工事日報やＫＹ活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

７ 請負者は、工事途中に週休２日確保工事または週休２日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

**（費用の計上）**

第５条 要領第６条に基づき、通期の週休２日確保工事に係る費用を計上している。月単位の週休２日確保又は週休２日交替制に取り組んだ工事については、要領第６条に基づき設計変更を行い、各取り組みに係る費用を計上するものとする。ただし、取組みを達成できなければ変更請負契約において減額補正を行う。

**（アンケート調査等）**

第６条 発注者が週休２日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、請負者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

**（その他）**

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と請負者の協議により定めるものとする。また、愛媛県週休２日確保工事等試行要領及び本仕様書において、本仕様書を優先する。